

現行計画の施策の取組状況について

基本方針	施策の柱	主な取組実績	現状	課題
1	ごみの発生・排出の抑制	(1) リデュース（発生抑制）の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロス削減に関する啓発 ● マイバッグ運動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 親子エコクッキングやフードドライブなど食品ロスの削減に関する周知啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制に対する市民意識の醸成を図っている ● レジ袋削減協定締結事業者について、ドラッグストアを含む 13 社まで増加し、レジ袋削減の取り組みを行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスの削減やマイバッグ運動を通して、ごみの発生抑制に向けた市民の取り組みを促進したが、「燃やすごみ」の中には食品ロスや、レジ袋を始めとするプラスチック等の使い捨て製品など、減量可能なものが依然として排出されており、これらの削減に向け、より効果的な啓発を行う必要がある ● 市民だけでなく、製造・販売事業者に対して過剰包装やばら売りなど、事業者に対する発生抑制の働きかけを行っていく必要がある
		(2) リユース（再利用）の促進 <ul style="list-style-type: none"> ● 市内で開催されるフリーマーケットの後援 ● 市民工房の利用促進、市民工房での啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● フリーマーケットの後援、市民工房の利用促進等、市民のリユースの取り組みを促進している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のリユースに対する啓発をさらに進めるとともに、市民工房の活性化や民間事業者の活用など、取り組みやすい環境整備を行う必要がある
2	経済的かつ効率的な処理体制の構築	(1) 処理施設の効率的な運用及び更新 <ul style="list-style-type: none"> ● 焼却施設の効率的な運転 ● 破碎選別施設の基幹整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の効率的運用や計画的な整備により、処理経費の削減に繋がっている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 7 年～12 年の間、クリーンセンター第 2 工場のみでの処理体制となるため、故障等による急な稼働停止がないよう万全を図る必要がある
		(2) 効率的な収集体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ● 業務執行体制の見直しによる収集車の減車 ● 「燃やすごみ」「紙類・衣類」の収集回数変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集車の減車や収集回数の変更等により、効率的な収集体制の構築に向けて取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な収集体制構築に向けては、排出の状況や収集の実状に応じて適宜見直しを行う必要がある
		(3) 受益者負担に基づく公平性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ● クリーンセンター使用料の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現時点では計画どおり減量が進んでおり、ごみの有料化を行う予定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなごみの減量目標や今後の減量ペースを踏まえ、改めて有料化及び使用料見直しについて検討を行う必要がある
3	環境負荷の抑制	(1) 温室効果ガス排出の削減 <ul style="list-style-type: none"> ● 燃費基準達成車の導入 ● クリーンセンターの熱回収による発電事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃費基準達成車の導入やごみ発電事業により、温室効果ガスの削減に繋がっている 	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックごみの排出抑制を推進するなどし、焼却に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを進める必要がある。
4	さらなる資源循環の推進	(1) 家庭系ごみ減量のための施策 <ul style="list-style-type: none"> ● 資源集団回収への活動支援 ● 「紙類・衣類」の収集回数変更 ● 雑がみリサイクルの周知 ● 生ごみ処理機購入補助 ● 生ごみたい肥化講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源集団回収運動の支援や収集回数変更等により、資源化可能な紙類の分別排出及び資源化の推進に取り組んでいる ● 生ごみ処理機購入補助やたい肥化講習会開催により市民が自主的に行う減量の取り組みを推進している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 収集回収の変更等により紙資源の分別排出が進んだが、近年、資源化ペースが減速してきている ● 「燃やすごみ」の中には資源化可能な紙類や食品ロスがまだまだ多く含まれていることから、これらの削減に向けた取り組みを一層進める必要がある
		(2) 事業系ごみ減量のための施策 <ul style="list-style-type: none"> ● エコあま君リサイクルシステムを活用した事業系古紙の資源化の推進 ● 食品リサイクルの推進 ● クリーンセンターでの展開検査 ● パンフレット等を用いた適正処理の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「エコあま君リサイクルシステム」を活用することにより、事業系古紙資源化の促進を図っている ● 一般廃棄物収集運搬業の事業範囲の拡大や、再生輸送業（魚のあら）の指定制度の導入等により、事業者が食品リサイクルに取り組むやすい環境を整備している ● 事業系ごみに関するパンフレットを作成・活用し、事業系ごみの適正処理を推進している ● 食べきり運動を通じて、事業系の食品ロス削減に向けた啓発に取り組んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業系ごみの排出量は横ばい傾向が続いており、削減に向けた取り組みを強化する必要がある ● リサイクルに取り組みにくい小規模事業所などの分別・資源化を促進する体制の構築が必要である ● 古紙や産業廃棄物などクリーンセンターへの不適正な搬入が依然として見られるため、要因を分析し、排出者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に向けた啓発・指導を強化する必要がある ● 客の食べ残しや売れ残りなど飲食店や小売店等から排出される事業系の食品ロスについては削減の余地が大きいと考えられ、食品リサイクル法の活用だけでなく、食品ロスの削減に向けた取り組みを一層推進する必要がある
		(3) リサイクルが行われている品目についての啓発 <ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ等を通じた啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの品目ごとの処理方法について、機会を捉えて市民への啓発を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民のニーズに合わせた情報媒体を検討し、より効果的な周知啓発方法を検討する必要がある
		(4) 新たにリサイクルを行う品目についての検討 <ul style="list-style-type: none"> ● 小型家電リサイクル ● ガラス選別残渣リサイクル 	<ul style="list-style-type: none"> ● これまで破碎処理や焼却処理を行っていた小型家電やガラス選別残渣について、新たな処理体制を構築し、資源化を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 小型家電の回収量は 0.17kg/人・年であり、国の目標（1 人 1kg/人・年）を達成できておらず、小型家電の回収量増加に向けて、新たな回収体制の検討や、市民への効果的な周知啓発を行う必要がある ● 更なるごみの減量化に向けて、ごみの排出状況や国の動向等を踏まえながら、新たにリサイクル可能な品目について検討を進めていく必要がある
		(5) 危険物収集方法の検討 <ul style="list-style-type: none"> ● スプレー缶の排出方法についての啓発 ● 在宅医療廃棄物の適正処理の啓発 ● 水銀使用製品の分別収集の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● スプレー缶や在宅医療廃棄物等、取扱いに注意を要するものの排出方法について、周知啓発を行い、その適正処理を推進している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱いに注意を要するごみについて、より安全な排出方法・処理体制を構築するとともに、市民への周知啓発を効果的に行っていく必要がある
5	市民・事業者・行政との協働体制の確立	(1) ごみに対する市民・事業者意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● さわやか指導員制度 ● 子どもごみマイスター制度 ● クリーンパートナー制度 	<ul style="list-style-type: none"> ● さわやか指導員や子どもごみマイスター制度を通じて、市民のごみに対する意識の醸成及び知識の底上げを図っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民によるごみ減量化の取り組みをより進めるため、世代や生活スタイル、取り組み状況等にあわせた効果的な啓発内容を検討する必要がある
		(2) 地域におけるごみ減量・リサイクルの支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 地域清掃の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域清掃団体への支援を行うことで、地域の美化意識の向上を図っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋プラスチックごみの削減に向けて、地域の環境美化の取り組みを進める必要がある
		(3) 広域的な取組の検討 <ul style="list-style-type: none"> ● 本市と芦屋市、西宮市の 3 市で施設の故障・事故等に備えて「一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定」を締結（平成 30 年 11 月） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和 7 年～12 年の間、クリーンセンター第 2 工場のみでの処理体制となるため、協定の締結により非常時の備えを確保した 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第 2 工場の 1 施設体制での安定処理に向け、県等を通じて県内の広域処理の動向などの情報収集を行いながら、緊急時における対応については引き続き検討を行っていく必要がある
		(4) 積極的な広報活動 <ul style="list-style-type: none"> ● 減量目標達成状況等の公表 ● ごみ分別アプリの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数のツールを活用しながら、ごみに関する情報提供を行い、ごみの適正処理やごみに対する意識の向上を図っている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が必要とする情報内容や現在不足している内容について把握し、より一層充実させながら、積極的に周知啓発に取り組んでいく必要がある